

図表 2-34 機器の分類に用いる分類名の設定

製品種別	大分類	分類名	説明
電気用品等製品	人の注意が行き届く状態で動作する機器 (注) ガイドライン(2.5.3参照)の主旨を踏まえ、「遠隔操作に不向きな機器」として取りまとめたもの (注) 遠隔操作リスクを高めるような機器の構造・設置場所・使用時間・使用用途・機器周辺への影響等に、まず重点を置いて検討し、取りまとめたもの	人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	<ul style="list-style-type: none"> IEC 60335-1 の 30.2.2 項が適用される (宅内の機器を見通せない位置を含め) どこから操作するかによらず、遠隔操作に不向き
		比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	<ul style="list-style-type: none"> IEC 60335-1 の 30.2.3 項が適用される 見える位置から操作しないと、リスクが著しく増加する、または火災リスク・火傷リスク(低温火傷を含む)・健康被害リスク(熱中症、めまい、吐き気、一酸化炭素中毒等)を十分に低減できない 床上機器／卓上機器だが、幼児や子供の接触によるリスクが高い (宅内の機器を見通せない位置を含め) どこから操作するかによらず、遠隔操作に不向き
	人の注意が行き届かない状態で動作する機器 (注) ガイドラインの主旨を踏まえ、「遠隔操作を許容する機器」として取りまとめたもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	<ul style="list-style-type: none"> IEC 60335-1 の 30.2.3 項が適用される 遠隔操作のリスクの大小に関わらず、遠隔操作ではその機能／役割を果たせない。または、遠隔操作する意味がない。 宅外のすぐに駆け付けられない位置からの遠隔操作のみに不向き
		幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない IEC 60335-1 の 30.2.3 項が適用される 床上機器：床上の低い高さに設置 幼児が触ることが可能 幼児の接触によるリスクが低減されている(幼児が逃げられるリスクを除く)
		子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない IEC 60335-1 の 30.2.3 項が適用される 卓上機器：卓上に置く等 子供が触ることが可能 子供の接触によるリスクが低減されている(子供が逃げられるリスクを除く)
幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない IEC 60335-1 の 30.2.3 項が適用される 幼児や子供が触れない高所に設置 		
ガス用品等製品	人の注意が行き届く状態で動作する機器 (注記は電気用品等製品と同じ)	遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	<ul style="list-style-type: none"> 見える位置から操作しないと、リスクが著しく増加する、または火災リスク・火傷リスク(低温火傷を含む)・健康被害リスク(熱中症、めまい、吐き気、一酸化炭素中毒等)を十分に低減できない
	人の注意が行き届かない状態で動作する機器 (注記は電気用品等製品と同じ)	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない 屋内設置&据置形 幼児が触ることが可能 幼児の接触によるリスクが低減されている(幼児が逃げられるリスクを除く)

製品種別	大分類	分類名	説明
		子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない ・ 屋内設置&壁掛形 ・ 子供が触ることが可能 ・ 子供の接触によるリスクが低減されている（子供が逃げられるリスクを除く）
		幼児／子供が触れない屋外に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の注意が行き届く状態で動作する機器ではない ・ 屋外設置 ・ 幼児や子供が触れない屋外に設置

(注) 業務用の機器はこの表に含まれない。

図表 2-35 遠隔操作に不向きな機器と遠隔操作を許容する機器の分類（電気用品等）

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-2：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	真空掃除機及び吸水式掃除機	それ以外の家庭用機器			ロボット掃除機		
2-3：電気アイロンの個別要求事項	電気アイロン	電気アイロン					
2-4：電気脱水機の個別要求事項	電気脱水機	それ以外		全自動			
2-5：電気食器洗機の個別要求事項	電気食器洗機	それ以外			プログラム又はタイマーが組み込まれている組込型、又は据置型 ※蓋が開いたら機器が止まる構造であり、蓋が開いている時は遠隔操作ができないものであって、その他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合	プログラム又はタイマーが組み込まれている卓上型 ※蓋が開いたら機器が止まる構造であり、蓋が開いている時は遠隔操作ができないものであって、その他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合	
2-6：据置形ホブ、オープン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項	据置形クッキングレンジ、ホブ、オープン及びこれらに類する機器	タイマーを持たない電磁中華鍋エレメント、グリル及びグリドル（庫内発火しても周囲に延焼しない庫内発火に留まる構造でない場合）	IHこんろ、ホブ、組込型オープン、グリル及びグリドル（庫内発火しても周囲に延焼しない庫内発火に留まる構造の場合）、それ以外の機器				

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-7：電気洗濯機の個別要求事項	電気洗濯機	それ以外			プログラム又はタイマーを組み込んだ機器 ※蓋が開いたら機器が止まる構造であり、蓋が開いている時は遠隔操作ができないものであって、その他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-8：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	電気かみそり及び毛髪バリカン	電気かみそり及び毛髪バリカン					
2-9：可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器	ワッフルアイロン、接触グリル、右記以外の機器	IHこんろ、ホブ、カウンターで使用するオープン	プログラム又はタイマーが組み込まれた機器（オープン、ロースタ、回転式グリル等）、パン焼き器、食品脱水機			
2-10：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	床処理機及び湿式洗いブラシ機	床上処理機、湿式洗いブラシ機					
2-11：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	回転ドラム式電気乾燥機	それ以外			プログラム又はタイマーを組み込んだ機器 ※蓋が開いたら機器が止まる構造であり、蓋が開いている時は遠隔操作ができないものであって、その他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-12: ウォームプレート及びこれに類する機器の個別要求事項	ウォームプレート及びこれに類する機器		それ以外			保温盆	
2-13: 深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器	フライパン	深めのフライなべ				
2-14: ちゅう房機器の個別要求事項	ちゅう房機器	回転調理器、右記以外の機器		プログラム又はタイマーが組み込まれた機器及び傷害に対する安全配慮が行われている（危険な可動部に触れない）機器（複合機器で切削後加熱してスープなどを作るブレンダーやフードプロセッサ等）			
2-15: 液体加熱機器の個別要求事項	液体加熱機器	ケトル（転倒流水防止、保温機能等のないもの）、右記以外の機器	右記以外のポット／炊飯器	液体及び食品をプログラム又はタイマーにより調理する機器、豆乳メーカーに類する機器（オールインワンキッチン機器：複合機器で切削後加熱してスープなどを作るもの		ポット／炊飯器（注1）	

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-16：食品くずディスポーザの個別要求事項	食品くずディスポーザ	食品くずディスポーザ					
2-17：毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器	パッド	毛布／マットレス／ソフトあんか等の電熱機器 ※右記条件を満たさない場合		毛布／マットレス／ソフトあんか等の電熱機器 ※低温火傷及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-21：貯湯式電気温水器の個別要求事項	貯湯式電気温水器		台所、洗面所、シャワー等への給湯（注2）		浴槽への給湯のみ		
2-23：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	スキンケア又はヘアケア用機器	それ以外		着脱式カーラ用ヒーター			
2-24：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機			アイスクリーム機器（圧縮機式、ペルチェ式）	冷蔵庫（ただし、常時稼働であるため設定変更のみ）	製氷機	
2-25：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	電子レンジ及び複合形電子レンジ	それ以外	開始時間をあらかじめ選択できる電子レンジ及び保温機能を持つ電子レンジ				
2-26：クロックの個別要求事項	クロック					クロック	
2-27：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項	紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置	紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置					

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-28：ミシンの個別要求事項	ミシン	ミシン					
2-29：バッテリーチャージャの個別要求事項	バッテリーチャージャ			バッテリーチャージャ			
2-30：ルームヒーターの個別要求事項	ルームヒーター		輻射熱暖房機、温風暖房機（間接火災）、その他のルームヒーター ※右記条件を満たさない場合		輻射熱暖房機、温風暖房機（間接火災）、その他のルームヒーター ※可燃性物質への接触、転倒など異常時の運転停止及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-31：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項	レンジフード及びその他の調理煙換気装置					レンジフード、その他の機器	
2-32：マッサージ器の個別要求事項	マッサージ器	マッサージ器					
2-35：瞬間湯沸器の個別要求事項	瞬間湯沸器			台所、洗面所、シャワー等への給湯			
2-40：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	エアコンディショナ及び除湿器		ヒートポンプ給湯機（台所、洗面所、シャワー等への給湯）（注2）		ヒートポンプ給湯器（浴槽への給湯のみ）、除湿器	除湿器 エアコン※ 子供の手が届く高さ に取付	エアコン
2-41：ポンプの個別要求事項	ポンプ	取扱説明書に「30mA以下の定格感度電流の漏電遮断器（RCD）を通して供給する」旨の記載がある水中ポンプ					

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-43：衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項	衣類乾燥機及びタオルレール		衣類乾燥機及びタオルレール				
2-44：電気アイロナの個別要求事項	電気アイロナ	それ以外		ズボンプレス			
2-45：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	可搬形加熱工具及びこれに類する機器	それ以外		接触形ファイアライタ等			
2-51：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	給湯及び給水設備用据置形循環ポンプ				給湯及び給水設備用据置形循環ポンプ		
2-52：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	口こう（腔）衛生機器	口こう衛生機器					
2-53：サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項	サウナ用電熱装置及び赤外線キャビン※家庭用に限る			サウナ用電熱装置及び赤外線キャビン			
2-54：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	液体又は蒸気利用表面掃除機器	液体又は蒸気利用表面掃除機器					
2-55：水槽及び庭池用電気機器の個別要求事項	水槽用及び庭池用電気機器	汚泥吸引機器					

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-56：プロジェクタ及びこれに類する機器の個別要求事項	プロジェクタ及びこれに類する機器	フィルムビューワー、手動フィルムストリップ映写機、手動スライド映写機、マイクロスコープ映写機、オーバーヘッドプロジェクタ、反射投影機、写真引伸ばし器、写真複写器、半自動フィルムストリップ映写機、半自動スライド映写機、スライド仕分け器、ビューワ				それ以外	
2-59：電撃殺虫器の個別要求事項	電撃殺虫器					電撃殺虫器	
2-60：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項	渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器				渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器		
2-61：蓄熱形ルームヒーターの個別要求事項	蓄熱形ルームヒーター		蓄熱形ルームヒーター ※右記条件を満たさない場合		蓄熱形ルームヒーター ※温風吹出口への接触及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-65：空気清浄機の個別要求事項	空気清浄機				空気清浄機		
2-66：ウォーターベッド用ヒーターの個別要求事項	ウォーターベッド用ヒーター		ウォーターベッド用ヒーター ※右記条件を満たさない場合		ウォーターベッド用ヒーター ※低温火傷及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-71：動物ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項	動物ふ卵及び飼育用電熱器具		動物ふ卵及び飼育用電熱器具				

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-74：可搬形浸せきヒーターの個別要求事項	可搬形浸せきヒーター	それ以外	かいばおけなどの動物用水桶の凍結防止用の機器				
2-77：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	手押し式制御芝刈り機	手押し式制御芝刈り機					
2-78：屋外用バーベキュー台の個別要求事項	屋外用バーベキュー台		屋外用バーベキュー台				
2-79：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	高圧洗浄機及びスチーム洗浄機	高圧洗浄機及びスチーム洗浄機					
2-80：ファンの個別要求事項	ファン		床上又は卓上扇風機（回転部に子供が触ることができるもの）		その他のファン	換気扇、壁掛けファン ※子供の手が届く高さに取付 その他のファン	換気扇、壁掛けファン、天井扇 ※高所に取付
2-81：足温器及び電熱マットの個別要求事項	足温器及び電熱マット		足温器及び電熱マット ※右記条件を満足しない場合		足温器及び電熱マット ※低温火傷及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-83：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	電熱式雨どい凍結防止器		電熱式雨どい凍結防止器				
2-84：トイレ機器の個別要求事項	トイレ機器				トイレ機器		
2-85：ファブリックスチーマの個別要求事項	ファブリックスチーマ	ファブリックスチーマ					

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能／役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-91：電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機の個別要求事項	電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機	電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機					
2-92：歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個別要求事項	歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータ	歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータ					
2-94：はさみ形草刈り機の個別要求事項	はさみ形草刈り機	はさみ形草刈り機					
2-96：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器				室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器		
2-98：加湿器の個別要求事項	加湿器		加湿器 ※右記条件を満たさない場合		加湿器 ※火災及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
2-100：手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキューム	手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキューム					
2-101：電気くん蒸器の個別要求事項	電気くん蒸器		電気くん蒸器				

IEC 60335-2 規格番号	機器分類名	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）			人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能/役割を果たせないもの、または遠隔操作する意味がないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児/子供が触れない高所・屋外に設置するもの
2-102：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器	右記以外			リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、次の安全装置を搭載している場合 【必須】 ガス漏れ⇒立消え安全装置 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置(FE・開放式)、排気閉そく/過大風圧安全装置(FE)、燃焼ガスの流出安全装置(CF) 火傷 ⇒手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準 火災 ⇒ 設置時の設置壁(木壁)に対する温度基準 【任意の例】 一酸化炭素中毒 ⇒ 排気筒外れ防止装置(FF)、消し忘れ防止タイマー 火災：転倒 ⇒ 転倒時消火装置、異常過熱 ⇒ 過熱防止装置、消し忘れ防止タイマー		
2-106：電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項	電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニット		電気カーペット、それ以外の機器 ※右記条件を満足しない場合		電気カーペット、それ以外の機器 ※低温火傷及びその他の遠隔操作リスクが十分に低減されている場合		
—	電気スタンド		電気スタンド(表面温度が高温になる交換ランプに対する使用上の注意が提供されていないもの、ランプ交換ができず表面温度が高温のもの)		電気スタンド(表面温度が高温になる交換ランプに対する使用上の注意が提供されているもの、ランプ交換ができず表面温度が高温でないもの)		

(注1) 電気炊飯器/ポットについては、図表 2-38 で提示したユースケース/リスクシナリオで示されるケースに対し、方策・対策が講じられている機器に限り、遠隔操作を許容する。

(注2) 電気温水器については、以下の機能を「遠隔操作に不向きな機能」とする。

- ・ 蛇口（台所、洗面所等）・シャワー等へのお湯出し機能（遠隔操作により、手元での物理的な操作をすることなく、自動でお湯出しをするものに限る）
- ・ 蛇口（台所、洗面所等）・シャワー等への給湯温度の設定を上げる機能（55℃を超えてあげるもの、又は手元での設定を超えてあげるもの（但し、浴槽へのお湯張りとは蛇口・シャワー等へのお湯出しが同一系統であって、1つの設定温度が両方に共通して適用されるものを除く）に限る）

図表 2-36 遠隔操作に不向きな機器と遠隔操作を許容する機器の分類（ガス用品等）

遠隔操作が禁止されていない型式等	家庭用のガス器具（分類）	人の注意が行き届く状態で動作する機器（遠隔操作に不向きな機器）	人の注意が行き届かない状態で動作する機器（遠隔操作を許容する機器）		
		遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児／子供が触れない屋外に設置するもの
自然排気式・自然給排気式・開放式以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス瞬間湯沸かし器 ・液化石油ガス用瞬間湯沸かし器 	右記機器による台所・洗面所・シャワー等への給湯機能（注1）、右記以外の機器	浴槽・床暖房等への給湯機能： リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、次の安全装置を搭載している場合 【必須】 ガス漏れ ⇒ 立消え安全装置 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置（FE）、排気閉そく/過大風圧安全装置（FE）、燃焼ガスの流出安全装置（CF） 火傷 ⇒ 手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準、蒸気の噴出防止 火災：熱交換部損傷 ⇒ 熱交換部損傷安全装置、空焚き ⇒ 空焚き安全/防止装置（ふろがま）、設置時の設置壁（木壁）に対する温度基準 【任意の例】 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置（FF） 火傷 ⇒ 出湯性能 火災：異常過熱 ⇒ 過熱防止装置、空焚き ⇒ 空焚き安全/防止装置（湯沸器）		
自然排気式・自然給排気式・開放式以外	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスバーナー付ふろがま ・ガスふろバーナー ・液化石油ガス用バーナー付ふろがま ・ふろがま ・液化石油ガス用ふろバーナー 	右記以外	リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、次の安全装置を搭載している場合 【必須】 ガス漏れ ⇒ 立消え安全装置 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置（FE）、排気閉そく/過大風圧安全装置（FE）、燃焼ガスの流出安全装置（CF） 火傷 ⇒ 手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準、蒸気の噴出防止 火災：熱交換部損傷 ⇒ 熱交換部損傷安全装置、空焚き ⇒ 空焚き安全/防止装置（ふろがま）、設置時の設置壁（木壁）に対する温度基準 【任意の例】 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置（FF） 火傷 ⇒ 出湯性能 火災：異常過熱 ⇒ 過熱防止装置、空焚き ⇒ 空焚き安全/防止装置（湯沸器）		

遠隔操作が禁止されていない型式等	家庭用のガス器具(分類)	人の注意が行き届く状態で動作する機器(遠隔操作に不向きな機器)	人の注意が行き届かない状態で動作する機器(遠隔操作を許容する機器)		
		遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児/子供が触れない屋外に設置するもの
「自然排気式・自然給排気式・開放式(放射式のみ)(送風機を有するものを除く)」にあたらな いもの	・ガスストーブ ・液化石油ガス用ストーブ	右記以外	リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、次の安全装置を搭載している場合 【必須】 ガス漏れ⇒立消え安全装置 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置(FE・開放式)、排気閉そく/過大風圧安全装置(FE)、燃焼ガスの流出安全装置(CF) 火傷 ⇒手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準 火災 ⇒ 設置時の設置壁(木壁)に対する温度基準 【任意の例】 一酸化炭素中毒 ⇒ 排気筒外れ防止装置(FE)、消し忘れ防止タイマー 火災: 転倒 ⇒ 転倒時消火装置、異常過熱 ⇒ 過熱防止装置、消し忘れ防止タイマー		
型式を指定しない	・ガスこんろ ・一般ガスこんろ	ガスこんろ、一般ガスこんろ			
型式を指定しない	ガス炊飯器	1. リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、該当する品目のJIS等の基準を満足する次の安全装置を搭載している場合 【必須】 ガス漏れ ⇒ 立消え安全装置 火傷 ⇒手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準 火災⇒設置時の設置壁(木壁)に対する温度基準 【任意の例】 異常過熱 ⇒ 過熱防止装置/自動消火装置 2. それ以外の場合			

遠隔操作が禁止されていない型式等	家庭用のガス器具(分類)	人の注意が行き届く状態で動作する機器(遠隔操作に不向きな機器)	人の注意が行き届かない状態で動作する機器(遠隔操作を許容する機器)		
		遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの	幼児が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	子供が触ることが可能な高さ・場所に設置するもの	幼児/子供が触れない屋外に設置するもの
型式を指定しない	ガスオープン	ガスオープン			
型式を指定しない	衣類乾燥機	右記以外	<p>リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものであって、該当する品目のJIS等の基準を満足する次の安全装置を搭載している場合</p> <p>【必須】 ガス漏れ⇒立消え安全装置 火傷 ⇒手を触れる場所/手を触れる恐れのある場所に対する温度基準 火災 ⇒ 設置時の設置壁(木壁)に対する温度基準、異常過熱 ⇒ 過熱防止装置/容器温度過昇防止装置/異常燃焼防止安全装置</p> <p>【任意の例】 一酸化炭素中毒 ⇒ 不完全燃焼防止装置</p>		

(注1) ガス瞬間湯沸かし器、液化石油ガス用瞬間湯沸かし器については、以下の機能を「遠隔操作に不向きな機能」とする。

- ・ 蛇口(台所、洗面所等)・シャワー等へのお湯出し機能(遠隔操作により、手元での物理的な操作をすることなく、自動でお湯出しをするものに限る)
- ・ 蛇口(台所、洗面所等)・シャワー等への給湯温度の設定を上げる機能(55℃を超えてあげるもの、又は手元での設定を超えてあげるもの(但し、浴槽へのお湯張りとは蛇口・シャワー等へのお湯出しが同一系統であって、1つの設定温度が両方に共通して適用されるものを除く)に限る)